

**令和 8 年度
公立八鹿病院組合
医師修学資金貸与制度募集要項**

公立八鹿病院組合

I 公立八鹿病院組合貸与制度の目的と概要説明

1. 目 的（貸与条例第 1 条）

公立八鹿病院（公立村岡病院含む。以下「八鹿病院」という。）において医師の業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸与し、これらの者の修学を支援することにより、八鹿病院における医師の充実確保に資することを目的とする。

2. 対象者

下記の要件を全て備えた者（貸与条例第 2 条）

- 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校を卒業した者であること。
- 学校教育法に規定する大学（以下「大学」という。）の医学部の学生であること。
- 大学医学部を卒業後、医師として八鹿病院で勤務する意志を有していること（義務年限期間中の特例については 5 ～ 7 頁をご参照ください）。
- 大学医学部在学中には病院の策定する医学生教育プログラムに参加すること。

3. 貸与期間

正規の修学年限内（6 年以内）

貸与学生が休学したとき、停学処分を受けたとき、又は留年した等の場合は修学資金の貸与を一時停止します。

4. 貸与の種類（返還免除の規定についての詳細は 5 に有り）

（1）医師修学資金貸与制度 1 人あたり総額 1,152 万円

大学 1 年～ 4 年生 180 万円/年（月 15 万円）

大学5年～6年生 216万円/年（月18万円）

* 返還免除規定有（貸与条例第8条）

（2）医師修学一時資金貸与制度 上限1,000万円

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費と修学のため必要と認める費用

* 返還義務有（貸与条例第10条）

（3）入学時特別修学資金貸与制度 上限1,000万円

入学金、授業料、施設設備費、教育充実費等正規の修学年限内に本人が支払うべき学費と修学のため必要と認める費用

* 返還免除規定有（特別修学資金貸与条例第8条）

注：（1）の制度を利用しないと、（2）（3）の制度を利用することはできません。

（2）（3）の制度は、任意で利用することができます。

5. 修学資金の返還免除について

（1）医師修学資金貸与制度（貸与条例第8条）

大学医学部を卒業し、2年以内に医師国家試験に合格した後、原則として、医師国家試験に合格した日の属する月の翌々月から起算して2年以内に八鹿病院において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事していただきます。貸与期間と同じ期間勤務した場合（当院で臨床研修を受けた場合は当該臨床研修期間を含む。）は修学資金の返還を全額免除します。

ただし、勤務開始後、貸与期間を満たさず当組合を退職した場合は、全額返済と所定の率（年10パーセント）を期間に応じて乗じた額の合計額を返還しなければなりません。

(2) 医師修学一時資金貸与制度（貸与条例第 10 条・特例規則第 7 条）

医学部を卒業し当院採用後 6 年以内で月賦又は最長半年賦の方法により給料の支給日に返済をして頂きます。

この制度は全額返還をしなければなりません。当組合に勤務をしながら返済して頂く場合は無利息となりますが、勤務開始後、貸与期間を満たさず当組合を退職した場合は、全額返済と所定の率（年 10 パーセント）を期間に応じて乗じた額の合計額を返還しなければなりません。

(3) 入学時特別修学資金貸与制度（特別修学資金貸与条例第 8 条）

公立八鹿病院組合の医師として 6 年間勤務（当院で臨床研修を行った場合は、当該臨床研修期間を含む。）された場合は入学時特別修学資金の返還を免除します（（1）の医師修学資金が 6 年に満たない貸与期間であっても、この入学時特別修学資金については、6 年間の勤務が返還免除の条件となります）。ただし、勤務開始後、6 年間を満たさず当組合を退職した場合は、事由が発生した日の属する月の翌月から起算して 3 箇月以内に、一括返還しなければなりません。

6. 修学資金の返還（貸与条例第 6 条）

次の場合に返還を求めます。

- 修学資金の貸与契約が解除されたとき（医学部中退等）。
- 死亡又は心身の故障により医師の業務に従事できないとき。
- 貸与契約期間満了後（医学部課程修了後）2 年以内に医師国家試験に合格しなかったとき。
- 医師国家試験に合格した日の属する月の翌々月から起算して 2 年以内に八鹿病

院において医師の業務（臨床研修を含む。）に従事しなかったとき。ただし、管理者が八鹿病院以外で従事することを認めた場合を除く。

7. 延滞利息について （貸与条例第9条）

正当な理由なく履行期限までに返還債務の履行をしなかったときは、当該返還債務の金額に、当該履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する額の延滞利息を支払っていただきます。

8. 返還免除に伴う所得税について

返還免除された修学資金は、平成 28 年度の税制改正により、所得税が非課税となりました。

Ⅱ 義務年限(勤務が必要な年限)期間中における特例について

1. 臨床研修について

- 被貸与者が医師免許取得後に医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）を受けようとする場合、公立八鹿病院（臨床研修の受け入れ枠がある場合に限る。）または他院で臨床研修を受けていただきます。
- 当院で臨床研修を行った場合は、その勤務期間（臨床研修期間）は勤務年数に含みますが、他院で臨床研修を行った場合は、その期間は勤務年数に含みません。

2. 専門研修（基本領域）について

- 専門研修の研修先については、原則、八鹿病院または当院の関連大学もしくは関連病院とします。ただし、他の研修先の要望にも可能な限り対応します。
- 選択する診療科は本人の意向を考慮し、可否について病院として判断します。
- 当院の専門研修プログラム（現在、「総合診療研修プログラム」のみ）を希望する場合は、可能な範囲で、本人の希望に則したプログラム内容の調整も可能です。
- 他院での専門研修期間は、基本領域の専門医資格取得に必要な期間を上限とします。
- 他院での専門研修期間については、修学資金の返還債務の履行が猶予されますが、勤務年数には算入されません。

3. 専門性を高めるその他の研修について

- 専門医資格（基本領域）取得とは別に、必要と認められた場合には院外で研修を行うことが可能です。この場合の研修期間は 3 年を上限とし、個別に審査・調整します。

- 大学院の医学を履修する課程に在学する場合は、在学期間を上限とします。
- 専門性を高めるその他の研修期間については、修学資金の返還債務の履行が猶予されますが、勤務年数には算入されません。
- 専門研修（基本領域）と専門性を高めるその他の研修が連続する場合については、診療科に上級医が不在など特段の理由がある場合のみこれを許可するものとします。

4. 他院で研修を行う場合の留意事項

- 臨床研修修了後、卒後3・4年目は八鹿病院で勤務し、院外研修は卒後5年目以降となるようお願いしています。ただし、可能な限り要望に対応できるよう調整します。
- 他院での研修期間は義務年限にカウントしません。当院での勤務6年間の義務年限は変わりません。（ただし、八鹿病院が基幹施設として認定を受けた研修プログラムに所属し、八鹿病院の都合により他院にて研修を実施した場合、当該他院にて研修を実施した期間は義務年限に含むものとします。）
- 他院での研修を希望する場合は、事前に申し出ください（病院の許可が必要となります）。
- 他院で研修を行う場合には、定期的に勤務内容や研修進捗状況を報告することが必要です。
- 他院で実施する専門研修（基本領域）と専門性を高めるその他の研修を連続して行う場合は、外部研修終了後に必ず八鹿病院へ復帰して義務年限を完了する旨の誓約書の提出が必要です。

5. その他

- 大学医局に入局を希望する場合は、事前に申し出ていただき、病院の許可が必要となります。
- 義務年限終了後、5年間継続勤務いただいた場合は、1年間の給与補償で国内外を問わない研修を可能とします。

Ⅲ 令和 8 年度の募集について

1. 募集人員

2 名 （総額 3,152 万円貸付）

【医師修学資金・医師修学一時資金（返還義務有）・入学時特別修学資金】

令和 8 年 4 月に新たに大学医学部課程に入学予定の者（新 1 年生）

2. 応募資格

下記の要件の者

■ 令和 8 年 4 月、大学医学部 1 年生として入学予定の者

■ 大学卒業後、医師として公立八鹿病院組合で勤務する意志のある者

※ なお、貸与学生は、貸与期間中は、当院の医学生研修プログラムに参加すること。

3. 試験日

令和 7 年 12 月 20 日（土）

時間は改めて連絡いたします。

4. 受付期間

令和 7 年 10 月 23 日（木）～ 令和 7 年 12 月 11 日（木） 必着

5. 試験会場

公立八鹿病院

6. 試験方法

作文試験・個人面接試験（後日、改めて再度面接試験を行う場合があります。）

7. 結果発表

試験結果の通知は、令和8年1月上旬に本人へ通知します。

貸与の開始は、令和8年4月となります。

8. 受験申込提出書類

用紙は、当院ホームページからダウンロードしてください。

(<http://www.hosp.yoka.hyogo.jp/>)

◎医師修学資金貸与に関する提出書類

- 様式第1号 修学資金貸与申請書
- 高等学校を卒業したこと・卒業見込であることを証する書類(卒業証明書等)
- 履歴書（申請所定様式）
- 高等学校成績証明書（既卒者も必要）

- 《 貸与決定後 》
- 大学の医学を履修する課程に入学する手続を終えた者であることを証する書類
（入学金振込領収書、在学証明書等）
- 本人及び連帯保証人の戸籍抄本並びに住民票の写し
- 本人と生計を同じくする者についての市区町村長の発行する所得証明書
- 健康診断書

◎医師修学一時資金貸与に関する提出書類

■ 様式第 1 号 修学一時資金貸与申請書

《 貸与決定後 》

- 授業料等の金額の記載のある書類（修学のために必要なもので、今後必要な資金について、貸し付けます。）
- 資産等を証明する書類（連帯保証人の固定資産評価証明書または個人住民税にかかる所得課税証明書）

◎入学時特別修学資金貸与に関する提出書類

■ 様式第 1 号 入学時特別修学資金貸与申請書

《 貸与決定後 》

- 授業料等の金額の記載のある書類（修学のために必要なもので、今後必要な資金について、貸し付けます。）
- 資産等を証明する書類（連帯保証人の固定資産評価証明書または個人住民税にかかる所得課税証明書）

◎返送用封筒類

- 受験票送付用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）
- 試験結果通知用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）

※受験申込提出書類の郵送を希望される方は、返信用封筒（宛名を明記し、110 円切手貼付）を同封の上、公立八鹿病院人事会計課へ請求して下さい。

9. その他

初回の貸与の開始日は、令和 8 年 4 月下旬予定となっています。

その他、制度に関してご不明点などございましたら、

公立八鹿病院人事会計課へお問い合わせ下さい。

10. 提出先・お問い合わせ先

〒667-8555 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1878 番地 1

公立八鹿病院人事会計課

TEL : 079-662-5555

E-mail : jinji@hosp.yoka.hyogo.jp